

「きたれ！創造型実学応援校友会奨学金」募集要項

1. 制度の概要

本制度は、東海圏（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）を除く43都道府県のいずれかにある自宅から、本学への進学にあたって転居した者を対象とする給付型奨学金制度(※)です。以下に示す登録期限内に手続きを完了し、採用された者を対象に、住居に掛かる相当額を原則4年間（薬学部においては6年間）給付します。

※他の奨学金制度、国による高等教育の修学支援制度（多子世帯への大学授業料等無償化を含む）との重複受給可能

2. 申請資格

以下の①～③の条件すべてに該当すること。

① 2027年度一般選抜3教科型入学試験（以下「A方式」という。）で合格し、かつ同A方式にて入学手続きを行った者

② 日本国籍を有する者、外国籍の場合は特別永住者または永住者、定住者、日本人(永住者)の配偶者・子

③ 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を除く43都道府県に生計維持者(※1※2)が居住し、本学への入学にあたり生計維持者と別居のうえ、自宅外から通学する者

※1 父母。父及び母がいない場合は、代わり生計を支えている者を指す

※2 単身赴任等で生計維持者が上記の東海4県に居住している場合は申請対象外

3. 奨学金額・支給期間

奨学金額：月額3万円（年額36万円）給付(※1)

支給期間：最大4年間（薬学部は6年間）の継続給付(※2)

※1 前期分を7月、後期分を1月に所定の口座に振り込みを予定しています

※2 毎年進級時に学籍異動の状況、学業成績等を踏まえた継続確認を行います（後述）

4. 申請方法・申請期間

申請については、①必要書類の提出と②口座情報の登録を所定の期間内に行うことで完了します。

①②ともに手続きを所定の期限内に行わなかった場合、資格喪失となりますので十分にご注意ください。

①必要書類の提出

申請方法：以下(1)～(3)のすべての書類を揃え、簡易書留にて郵送する。不備、不足がある場合は採用の対象となりません。

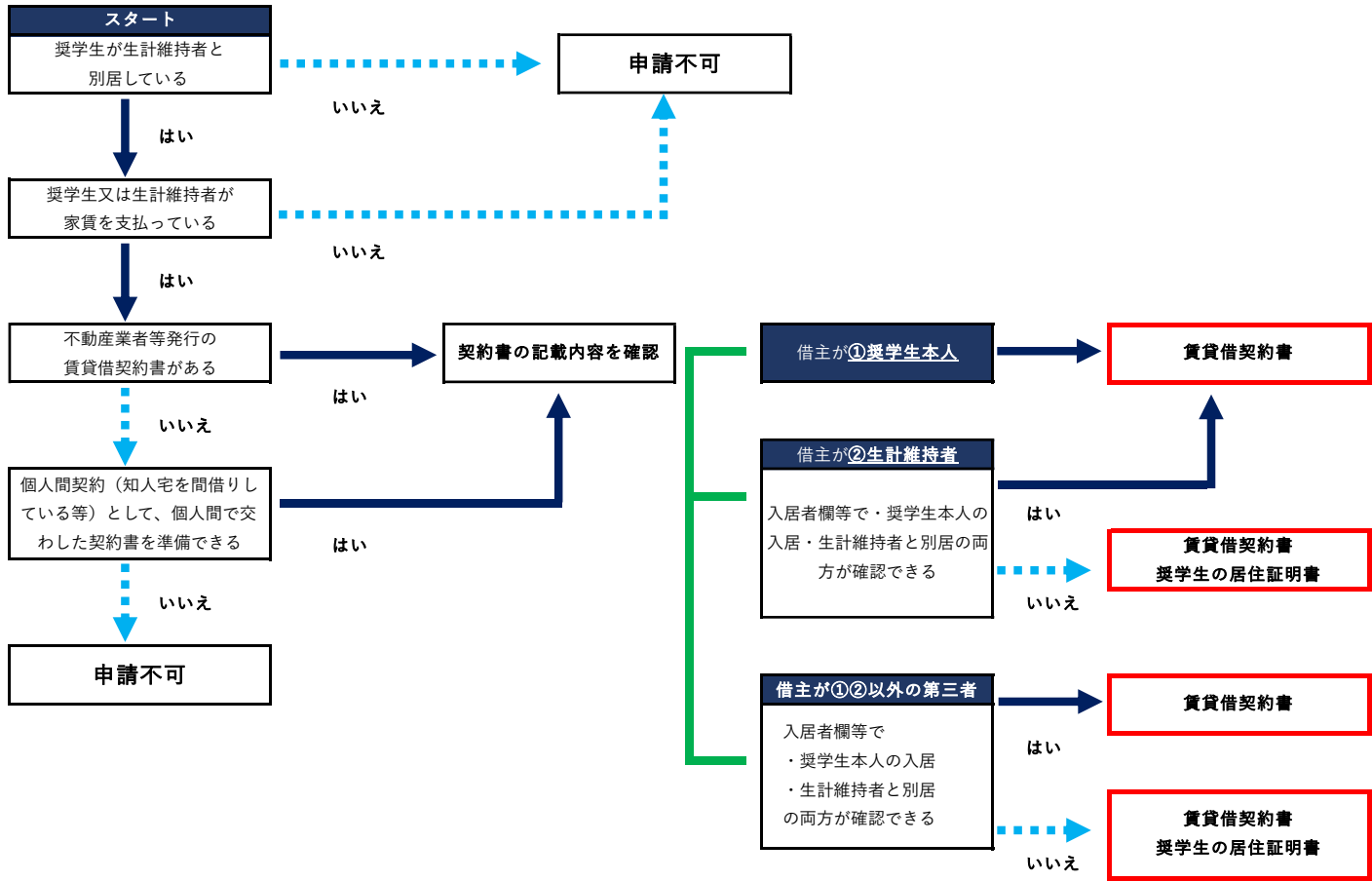
申請期間：2027年3月10日（水）～4月5日（月）【必着】

郵送先：〒468-8502 名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地 名城大学 入学センター宛

封筒の表面に【きたれ！創造型実学応援校友会奨学生願書在中】と朱書きで記入してください。

必要書類	備考・注意事項
(1)きたれ！創造型実学応援校友会奨学生 願書	受験ポータルサイト合否照会画面からダウンロードしてください。
(2)住民票（原本）	世帯主の氏名、続柄が記載されている申請者及び生計維持者を含む世帯全員分の住民票を提出してください。
(3)申請者及び生計維持者の住所等を証するに足りる関連書類（写し）	各人によって、申請に必要となる書類が異なります。以下「必要証明書類確認フロー図」に基づき、必要書類を手配ください。

■必要証明書類確認フロー図



必要書類(3)	備考・注意事項
賃貸借契約書	賃貸借契約書（に相当する書類）にて次の6項目を確認します。 ①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無くても構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。
居住証明書	賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主（または不動産仲介業者）が発行する居住証明書から次の6項目を確認します。 ①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者（ひいては奨学生と生計維持者の別居）、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明

個人間契約の場合、日本学生支援機構 給付様式 35-④「賃貸借契約書（個人間）兼居住証明書」を参照可能

②口座情報の登録

上記「①必要書類の提出」を期限内に不備なく行った者については、本学が定める方法にて入学後に奨学金の給付に用いる指定口座情報を登録いただきます。詳細は、入学後（4月上旬）に改めてご案内いたします。

5. 奨学生資格の継続確認

毎年進級時に学籍状況、学業成績等を踏まえた継続確認(※1※2)を行います。

継続確認に関する手続きについては、学務センター生活支援グループ（学務システムのメッセージ又は大学が付与する Gmail アドレス宛）から案内がありますので、指示に従って対応してください。期日内に対応しない場合、奨学生資格を失います。

※1 継続確認にて適格と認められない場合は、奨学生の資格を失います。継続の基準についてはお答えできませんので問い合わせはお控えください。

※2 奨学生が次のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を失います。

- ・退学又は除籍となったとき
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・留年したとき
- ・停学又は訓告の処分を受けたとき
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下のとき（標準単位数とは、卒業に必要な単位数を標準修業年限で除し、在学年数を乗じて得た数をいう）
- ・上記「2. 申請資格」に記載する申請資格を満たさなくなったとき

6. 申請、継続確認にあたっての注意点

- ① 申請書類等に記載されている個人情報、奨学金業務に限定して利用し、その他の目的に使用することは一切ありません。
- ② 提出後の申請書類は、どのような理由・事情があっても一切返却できません。なお、提出していただいた書類に不備・不足がある場合や提出先相違の場合は、採用の対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 書類が到着しているかの問い合わせにはお答えできません。簡易書留の措置にて各自で追跡するようにしてください。
- ④ 本奨学制度への申請にあたり、願書の提出を以て記載事項・提出書類のすべてに虚偽がないことを誓約したものとみなします。申請時、或いは継続確認にあたっての手続きの際に、虚偽の申告が判明した場合は、支給額の全額返還を求めるとともに、相応の措置を講じます。

本件に関する問い合わせ先

【申請時】名城大学 入学センター

【進級時（継続確認）・その他全般に関する事項】名城大学 学務センター生活支援グループ担当
